

東淀川区では、民間事業者を活用した 課外学習事業（こぶしのみのり塾）を開講しています！！

東淀川区では、中学生の習熟に応じた基礎学力の向上と学習習慣の形成及び定着を図るため、東淀川区内在住または在学の中学1年生から3年生までを対象に、月額1万円の受講料で70分授業を週2回受講いただける「こぶしのみのり塾」を区内中学校の施設を活用し、株式会社トライグループにより実施しています。（現在、瑞光中学校、柴島中学校、中島中学校で実施中、令和3年度より新たに新東淀中学校、淡路中学校も開講予定です。）

受講料のお支払いには、大阪市塾代助成事業の「塾代助成カード」が利用いただけます。

※塾の詳細については、東淀川区のホームページをご覧ください。

※1月下旬頃に中学1、2年生の皆様（令和3年4月に中学2、3年生になる方）へ区内市立中学校を通じて募集チラシをお配りする予定です。



東淀川区 HP はこちらです

●令和3年4月から塾代助成カードを利用される場合は、**令和3年1月7日（木）までに**申請を行ってください。（現在塾代助成カードをお持ちの中学1、2年生の方で、令和2年度も利用継続される場合は**令和3年1月7日（木）までに**継続申請が必要となります。）

※大阪市塾代助成事業とは中学生の塾・習い事の費用（月1万円分）を助成するものです。

大阪市塾代助成事業の対象となる方（両方の要件を満たす方）

大阪市内に居住している
中学生を養育している方



審査基準となる所得金額が

（養育者とその配偶者の令和元年中の所得金額の合計）

所得制限限度額未満であること

※詳細は塾代助成のHPをご覧ください

大阪市塾代助成事業の申請に必要なもの（現在利用されている方も含みます）

「塾代助成カード」をお持ちの方

継続申請書は12月初旬に大阪市塾代助成事業運営事務局からご家庭にお送りしているお知らせに同封しています。

「塾代助成カード」をお持ちでない方

申請を希望する場合は、申請書類をお送りしますので、大阪市塾代助成事業運営事務局までご連絡ください。

お問い合わせ

●大阪市塾代助成事業「塾代助成カード」については…

大阪市塾代助成事業運営事務局（TEL：06-6452-5273）

12:00~20:00（日曜日、祝日、年末年始（12月29日~翌1月3日）を除く）

●「こぶしのみのり塾」については…

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）（TEL：06-4809-9807）

9:00~17:30（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日~翌1月3日）を除く）



※この内容は令和2年12月現在のものです。各事業の実施については令和3年度予算の成立が前提となります。